農業委員会からのお知らせ

農地を転用するときは許可が必要です

農地転用とは

農地転用とは、農地を住宅や工場等の建物敷地・資材置場・駐車場・墓地・山林等農地以外の用途に転換することです。なお、一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

農地の転用の種類

①農地の所有者が農地を転用する場合（農地法４条）
②農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合（農地法５条）

農地転用許可の手続き

農地の転用等の許可申請を行う方は、毎月１５日（土・日・祝日にあたるときは、翌業務日）までに申請書を農業委員会または各支所まで提出してください。

市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要です。なお、市街化区域の場合の届出書は随時受け付けていますので農業委員会へ提出してください。

農用地区域内の農地を転用する場合区域の除外が必要

農用地区域内の農地は、農業用施設用地とする場合や一時的な転用の場合等を除き、転用が認められないこととなっていますので、転用許可申請を行う前に農業委員会でご確認ください。
農用地区域内外を確認するためには転用予定地の大字・字・地番をお知らせください。

無断転用したり許可どおりに転用しなかったら

無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

相談は農業委員会に

農地に関する連絡(無断転用)、転用についての手続きは農業委員会・各支所・農業委員に相談してください。

【問い合わせ先】
農業委員会　☎53−1085
香北支所地域振興課地域振興班　☎59−2315
物部支所地域振興課地域振興班　☎58−3111

使われていない農地やハウスの情報提供のお願い

高知県農業公社では、使われていない農地やハウスなどを探しています。

これらの情報を、新たに農業を始める方や、農業の規模拡大を考えている方などに、就農相談会や高知県農業公社のホームページなどを通じて提供し、マッチングさせることで、耕作されていない農地や遊休ハウスなどの有効活用を図っていきたいと考えています。

売ったり、貸したりできる農地やハウスなどがありましたら、情報をお寄せください。
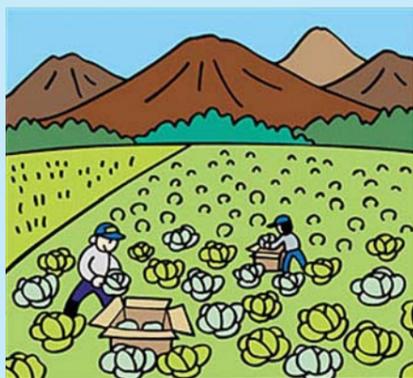
【問い合わせ・連絡先】（財）高知県農業公社　☎088−823−8618・農政課　☎53−1062

市営バスの迂回運行

市営バス影線・神池線は、物部町大栃の排水路改修工事に伴い、迂回運行を実施しております。

迂回運行の期間は、３月20日（土）までの予定ですが、期間内に工事が完了した際には、通常運行の再開について物部町内の各世帯へ回覧で周知後、通常運行を実施します。

ご利用の皆さまにはご不便をおかけしておりますが、ご理解ご協力をお願いします。

【迂回区間】
バス停「大栃神社前」〜「北村」の区間
※臨時バス停「大栃中学校前」を通過するように迂回しています。

【問い合わせ先】
物部支所☎58−3111

地籍調査事業成果の土地登記完了について

次の区域について、地籍調査事業の成果である地籍図・地籍簿の登記が完了しましたので、お知らせします。

【完了区域】
香美市物部町中谷川および頓定の各一部（平成15年度調査地区）

【完了日】
平成21年11月11日

【問い合わせ先】
地籍調査課☎59−2966

地籍調査事業成果の閲覧

平成20年度に調査した区域について、地籍図原図および地籍簿案を作成しました。この調査の成果について次のとおり閲覧を行います。

【対象区域】
①香美市物部町大栃の一部（市役所調査分）
②香美市香北町川ノ内の一部（香美森林組合調査分）
③香美市土佐山田町中後入（香美森林組合および市役所調査分）

【期間】
2月23日(火)〜3月12日(金)
※土日のぞく

【問い合わせ先】
地籍調査課☎59−2966

水道水の白濁について
-節水にご協力を-

水道水が時々白くなることがありますが、これは取水井の水位が下がり、取水の際に空気が混ざるためです。コップに入れると下から澄んできます。飲料水として差しつかえありませんのでご安心ください。

また、渇水期のため節水にご協力ください。

【問い合わせ先】
水道課☎53−1086

節水しましょう！

ジャグチーくん

平成22年1月1日

香美市は平和市長会議へ加盟しました

昭和５７年６月２４日、ニューヨークの国連本部で開催された第２回国連軍縮特別総会において、広島市長が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、広島市・長崎両市長から世界各国の市長宛てにこの計画への賛同を求めました。

平和市長会議は、この「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界各国の都市で構成された団体で、平成２年３月に国連広報局ＮＧＯに、平成３年５月には、国連経済社会理事会よりカテゴリーII（現在は「特殊協議資格」と改称）ＮＧＯとして登録されました。

現在、世界１３４カ国・地域３，４８８都市が加盟しています（平成２２年１月１日現在）。香美市も「非核・平和宣言都市」として、今年１月１日に本会議へ加盟しました。

平和市長会議ホームページ
http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

非核・平和宣言都市香美市

香美市は、核兵器の廃絶と平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し、平成１８年５月２５日、『非核・平和都市』宣言を行っており、『日本非核宣言自治体協議会』に加入しています。

「四島返還　日ロの明日を　ひらく鍵」　２月７日は、北方領土の日です